

公有財産売却業務（〇部）委託契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と [] （以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和8年度公有財産売却業務（〇部）委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の場所）

第3条 この委託業務の場所は、静岡県〇部地域とする。

（専任の依頼）

第4条 甲は、別添対象物件一覧に記載する物件（以下「対象物件」という。）の売買の媒介を乙以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼しないものとする。

（対象物件の変更）

第5条 乙は、甲からの申し出がある場合、可能な限り対象物件及び業務内容の変更に応じるものとする。

（委託費）

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、売却業務に係る費用（以下「成功報酬」という。）、調査業務に係る費用（以下「調査料」という。）及び管理業務に係る費用（以下「管理費」という。）を支払うものとする。

2 成功報酬及び調査料は、対象物件ごとに、甲が定める入札時の予定価格を次表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、乙が調査業務を行わずに対象物件を売却した場合は、次項に掲げる額を除くものとする。

予定価格区分	委託料割合（税込み）
200万円以下の金額	100分の
200万円を超える400万円以下の金額	100分の
400万円を超える金額	100分の

3 調査料は、1対象物件当たり55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、乙が調査業務を行った委託期間内に、当該対象物件の売買を媒介した場合は、当該調査料は、前項の成功報酬に含まれるものとする。

4 管理費は、1対象物件当たり55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、対象となる物件は、前年度からの継続物件で、当年度も売却ができなかった場合に限る。

5 第2項の規定にかかわらず、入札不調後に乙が対象物件を買い受ける場合は、成功報酬を支

扱わないものとする。

6 委託費は、[] 円（税込み）を限度とする。

(支払方法)

第7条 乙は、成功報酬は対象物件ごとに第16条第1項による通知を受けた後に、調査料は第16条第2項による通知を受けた後に、管理費は第16条第3項による通知を受けた後に、要領に定める請求書により委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(自ら発見した相手方と契約しようとする場合の通知)

第8条 甲は、委託期間内に自ら発見した相手方と対象物件の売買契約を締結しようとするときは、乙に対して、その旨を通知しなければならない。

(実費相当分の請求)

第9条 委託期間内において、甲が自ら発見した相手方と対象物件の売買契約を締結したとき、又は、甲が対象物件の売却を取りやめたときは、乙は、甲に対して、当該対象物件に係る調査料及び売却業務のために要した実費を、甲の承認を受けて請求することができる。

(業務内容の変更)

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、文書をもって通知することにより、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の締結又は履行について、乙又はその従業員に不正の行為があったとき。
- (3) 甲において、乙が本契約を履行することができないと認めたとき。
- (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (5) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者

をいう。) が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等供給若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 前各号に掲げるもののほか、本契約の条項に違反したとき。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(業務上の届出等)

第14条 乙は、委託業務を施行するに当たっては、甲に次に掲げる届出等を行わなければならぬ。

(1) 委託業務実施計画書の提出

乙は、この契約の締結後速やかに要領に定める委託業務実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(2) 委託業務実績報告書の提出

ア 売却業務

乙は、対象物件の売買契約が成立し、甲により売買代金の納入が確認されたときは、速やかに要領に定める委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

イ 調査業務

乙は、調査業務を行った対象物件について、売買契約成否の状況及び調査業務の実績の状況を要領に定める一覧表様式にとりまとめ、委託期間終了の10日前までに甲に提出しなければならない。

ウ 管理業務

乙は、前年度からの継続物件で、当年度売却できなかった対象物件について管理業務を行っている場合は、管理業務の実績の状況を要領に定める一覧表様式にとりまとめ、委託期間終了の10日前までに甲に提出しなければならない。

エ 総括

乙は、全ての対象物件における業務の実績の状況を要領に定める一覧表様式にとりまとめ、委託期間終了の10日前までに甲に提出しなければならない。

(3) 業務責任者の届出

乙は、本契約の締結後速やかに、甲に担当者及び業務責任者を届け出なければならない。

(処理状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託費の額の確定)

第16条 甲は、第14条第2号アの規定により、乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、成功報酬の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 売買契約が成立しなかった対象物件の調査料及び甲が調査業務のみを依頼した場合の調査料については、甲は、第14条第2号イの規定により、乙から一覧表様式の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、調査料として別に支払うべき額を一括して確定し、乙に対して通知するものとする。

3 前年度からの継続物件で、当年度も売却できなかった物件の管理業務を行った場合の管理費については、甲は、第14条第2号ウの規定により、乙から一覧表様式の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、管理費として別に支払うべき額を一括して確定し、乙に対して通知するものとする。

(管理義務)

第17条 乙は、委託業務着手から完了に至るまで、その委託業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

2 乙は、委託業務の一部を再委託した場合も再委託先を指導・管理する。ただし、甲が、不適切であると判断した場合には、乙に対して指導するものとする。

(媒介報酬の徴収制限)

第18条 乙は、一般競争入札により売買が成立した場合は、対象物件の買受人から媒介報酬を徴してはならない。ただし、入札不調後、乙が買受人を探索し売買契約が成立した場合は、乙と買受人との協議等により媒介報酬を徴することを妨げないものとする。

(対象財産の買受等の制限)

第19条 乙又はその従業員は、対象物件の一般競争入札に参加することを禁止する。ただし、入札不調後、随意契約売却の対象となった物件は、乙又はその従業員も購入できるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(業務従事者の心得)

第22条 乙は、委託業務に従事する者に対し、次の事項に留意するよう指導しなければならない。

(1) 業務責任者は、全ての従事者の指揮及び監督をする者とする。

(2) 業務責任者は、甲から指示のあった内容について、速やかにその指示に従うものとする。

- (3) 粗暴な言動は厳に慎むこと。
- (4) 対象物件の異常等に気づいたときは、直ちに甲に通報するものとする。
- (5) 委託業務中は、その所属する会社等の制服及び名札を着用するとともに、常に身だしなみに留意しなければならない。

(著作権の帰属)

第23条 この契約に基づき作成された物件調書等の成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第24条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第25条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(規則等の遵守)

第26条 この契約に定めるもののほか、契約履行に当たっては、静岡県財務規則（昭和39年規則第13号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

(甲)　　　　　住所　　静岡市葵区追手町9番6号

氏名　　静岡県知事　　鈴木　康友　　㊞

(乙)　　　　　住所　　[REDACTED]

氏名　　[REDACTED]

㊞

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由

- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

第8条 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の安全管理）

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記

録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示があった場合は返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならぬ

い。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和8年度公有財産売却業務（〇部）委託要領

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、[REDACTED]（以下「乙」という。）を受託者として令和8年 [REDACTED]月 [REDACTED]日付けで締結した令和8年度公有財産売却業務（〇部）委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 契約書第1条の委託業務の内容

令和8年度公有財産売却業務（〇部）委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

第2 証拠書類の保存

委託業務に関する書類は、5年間保存するものとする。

第3 委託業務実施計画書の様式及び提出部数

契約書第14条第1号に定める委託業務実施計画書の様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務実施計画書（様式第1号）1部

第4 委託業務実績報告書の様式及び提出部数

(1) 契約書第14条第2号アに定める委託業務実績報告書の様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務実績報告書（様式第2号）1部

(2) 契約書第14条第2号イに定める一覧表様式及び提出部数は次のとおりとする。

調査業務実績報告書（様式第3号）及び調査業務報告一覧表 1部

(3) 契約書第14条第2号ウに定める一覧表様式及び提出部数は次のとおりとする。

管理業務実績報告書（様式第4号）及び管理業務報告一覧表 1部

(4) 契約書第14条第2号エに定める一覧表様式及び提出部数は次のとおりとする。

委託業務完了報告書（様式第5号）及び委託業務報告一覧表 1部

第5 委託費請求書の様式及び提出部数

契約書第7条に定める請求書の様式及び提出部数は次のとおりとする。

請求書（様式第6号）1部

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

委託業務実施計画書

令和　年　月　日

静岡県知事　　様

所在地

名　称

代表者

公有財産売却業務の実施計画について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

- 1　委託業務実施計画書　別表ア
- 2　添付資料

別表ア（用紙　日本産業規格A4縦型）

1 委託業務実施計画書

時期	内容

様式第2号（用紙　日本産業規格A4縦型）

委託業務実績報告書

令和　年　月　日

静岡県知事　　様

所在地

名　称

代表者

公有財産売却業務の実績報告について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 委託業務実績報告書 別表イ
- 2 添付書類
- 3 完了年月日　　令和　年　月　日

別表イ (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

1 委託業務実績報告書

時期	内容

*受託者による物件調査の有無を明記すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

調査業務実績報告書

令和　年　月　日

静岡県知事　　様

所在地

名　称

代表者

公有財産売却業務の調査業務実績報告について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 調査業務報告一覧表
- 2 添付書類
- 3 完了年月日　　令和　年　月　日

令和8年度公有財産売却業務(〇部)委託 調査業務報告一覧表

番号	施設名等	所在地	売買契約の成否	調査日	物件調査書等提出日	委託料 (調査料(円))
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

管理業務実績報告書

令和　年　月　日

静岡県知事　　様

所在地

名　称

代表者

公有財産売却業務の管理業務実績報告について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 管理業務報告一覧表
- 2 添付書類
- 3 完了年月日　　令和　　年　　月　　日

令和8年度公有財産売却業務(〇部)委託 管理業務報告一覧表

番号	施設名等	所在地 (草刈り等)	業務内容 (草刈り等)	業務の日程	委託料 (管理費(円))
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

委託業務完了報告書

令和　年　月　日

静岡県知事　　様

所在地

名　称

代表者

公有財産売却業務の完了報告について、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 委託業務報告一覧表
- 2 添付書類
- 3 完了年月日　　令和　年　月　日

令和8年度公有財産売却業務(O部)委託 委託業務報告一覧表

様式第6号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

公有財産売却業務委託費として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
名 称
代表者 氏名

口座振替先金融機関名

銀行 支店

口座種別 当・普 N.o.
口座番号

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

令和8年度公有財産売却業務（〇部）委託仕様書

1 事業の目的

未利用公有財産の販売促進

2 事業の実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、「5（2）売却業務（契約相手の探索）」に係る業務については、令和9年1月30日までとし、同日までに買受け申込書が提出された物件を成功報酬の対象とする。

3 委託業務対象物件

別紙対象物件一覧の物件とする。

ただし、甲の都合により、対象物件を当該年度に売却することを中止することや、一覧にない物件について、調査を依頼することがある。

4 媒介形式

専任媒介形式とする。

甲は、対象物件の売却業務を乙以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼しない。

甲は自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結できる。

5 業務内容

乙は事業の実施期間内に以下の業務を行うものとする。

（1）調査業務

別紙対象物件一覧の中で、調査業務の対象となっているものについて、次のア、イの調査を行う。

ア 物件調査

以下の作業を経て物件調書（重要事項説明書でも可）を作成する。なお、登記事項証明書及び公図、地積測量図は、甲が法務局で取得し、乙に提供する。

① 法令制限等に係る調査及び供給施設等の状況に係る調査

都市計画区域、用途地域等法令制限に係る調査及び電気、ガス、上下水道等供給施設の状況に係る調査を行う。

② 特記事項関係に係る調査

越境物やセットバック必要の有無など、特に注意を促す必要がある事柄について調査を行う。

③ その他、物件調書の作成のために必要な調査等

④ 現地写真の取得・整備

現地写真（電子データ）を成果として納品する。

⑤ 売買価格に係る書面の作成

市場動向調査又は独自の方法により売却物件の参考価格を算定すること。

イ 売却可能性調査

以下の事項について調査を行い、結果について甲の承認を受けた様式により報告する。なお、甲が指定する対象物件については本調査を省略することができる。

① 境界確認及び測量要否の検討

現地・帳簿類から状況を調査し、測量が必要か否かの判断を行う。

② 建物の解体要否についての調査

建築物や構造物がある場合、市場に流通させるために撤去が必要か否かの判断を行う。

③ 市場流通性についての調査

一般的に市場で流通する物件か否かの判断を行う。

(2) 売却業務（契約相手の探索）

別紙対象物件一覧の中で、売却業務の対象となっているものについて、現地広報、紙面広報、乙と取引のある不動産業者、宅地開発業者及び建設関連会社などへの直接的な情報提供(例：取引業者への入札資料提供や電話又はメール等による入札参加の勧奨など)及び独自のネットワークを通じて契約相手の探索を行う。

① 現地看板を設置すること。

現地に「売地」看板（静岡県資産経営課と表記するが連絡先は乙とする）を設置して現地広告を行う。

のぼりの設置及び案内看板（コーン）の設置が有効な場合は、のぼり及び案内看板（コーン）を設置する。のぼり等を設置する場合は荒天時の備え等の対策を行うこと。

② 入札実施時、静岡新聞への広告掲載を1回以上行う。乙のホームページへの掲載は、公告後速やかに実施する。

また、必要に応じて、新聞折込広告及び個別投函広告を行う。

③ 対象物件の現地説明等をした上で、買受希望者の購入意欲の確認

現地広報及び紙面広報等により買受希望者から連絡があった場合、現地説明等の対応を行い、購入希望について確認を行う。現地説明については、入札の場合は特定の日時を定め実施する方法を原則とするが、購入希望者の都合に合わせ、予約により行うことも妨げない。

④ 一般競争入札が不調となった場合に、対象物件の所在地、規模、形質、売買価額その他の事項を、2日以内に指定流通機構に登録する。

⑤ 一般競争入札が不調となった場合、独自のネットワークを通じて買受希望者の探索を行う。

一般競争入札により不調となった物件については、甲による先着順の随時売却に移行する。

この場合、甲のホームページにおいても広報を行うが、乙も独自に買受希望者の探索に当たり、乙自身の媒介物件として取り扱う。具体的には、原則として乙と取引のある不動産業者、宅地開発業者及び建設関連会社などへの直接的な情報提供(例：取引業者への電話又はメール等による買受申込みの勧奨や県ホームページにおける先着順による県有地売却物件ページの紹介など)、静岡新聞への掲載、不動産ポータルサイト（アットホーム、中部圏不動産流通機構（レイズ）、乙のホームページへの掲載を行う。

また、必要に応じて、新聞折込広告及び個別投函広告を行う。

(3) 重要事項説明

買受希望者に対して売買契約締結前に行う。

(4) 売却業務の対象物件の環境整備

入札公告日の前に現地確認を行い、必要に応じて草刈等を行う（草刈等の時期は状況に応じて随時変更）。

6 その他

(1) 乙は、契約締結後速やかに業務の担当及び業務責任者を定め、その氏名及び業務区分等を書面により甲に通知しなければならない。なお、業務責任者又は担当者に変更があった場合も同様とする。

(2) 乙は委託業務を行うについて疑義が生じたときは、その都度甲の指示を受けなければならない。